

制度情報—2019年11月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

産業構造調整指導目録（2019年版）

（発令元）国家發展改革委員会

（法令番号）令第29号

（公布日）2019年10月30日

（施行日）2020年1月1日

1. 主なポイント

- （1）本目録は更新前の目録の枠組みを引き継ぎ、奨励類、制限類、淘汰類の3類で構成され、全部で48の業種に渡り合計1,477条を設けている。その内訳は、奨励類821条、制限類215条、淘汰類441条となっている。
- （2）前版からの改訂（新規追加、修正、削除）が発生した条目は822条に及び、全体の50%に何らかの改訂がなされている。
- （3）条目数は、前版に比べ目録全体としては69条の増加となった。その内訳は、奨励類が60条の増加、制限類は8条の減少、淘汰類は17条の増加となっている。奨励類に追加された条目の内容は、主に「人的資源及び人的資本サービス業」が7条、「人工知能」が15条、新たに設けられた「高齢者介護及び託児サービス」が17条、「家事サービス」が6条となっている。制限類で削除された条目は主に「消防」業のもので、淘汰類で増加された条目は主に「採鉱」の関連業種のものである。

2. 今後の留意点

本目録では、製造業関連の条目が900条以上に上り、総条目数の60%を占めていることから、中国政府が製造業の質の高い発展をいっそう重要視し、伝統産業の改造・アップグレードの加速、新興産業の育成と発展を強化する方針であることが窺われる。関連する製造業に従事する外資系企業では、関連政策の動きに十分留意されたい。

外資利用業務をより適切に行うことに関する国務院の意見

（発令元）国務院

（法令番号）国発〔2019〕23号

（公布日）2019年10月30日

（施行日）2019年10月30日

1. 主なポイント

- （1）中国に拠点をもつ外資系の銀行、証券会社、基金管理会社等、金融機関の業務範囲に関する制限を全面的に廃止し、外国投資者による銀行業、保険業機関の設立及び関連業務の定量性参入要件を減らし、外国銀行が中国に設立する外資系法人銀行、支店の総資産に対する要求を廃止し、外国の保険仲立人に対する中国での保険仲立業務の経営年数、総資産に関する要件を廃止する。外資系銀行や外資系保険機関への投資により資本参加する株主の範囲を拡大し、合併銀行の中国側唯一株主又は主要株主は金融機関でなければならないとする要求を廃止し、外国の保険グループ企業による保険関係機関の出資設立を許可する。中国資本企業と外資系企業一致の原則に則った外資系保険会社並びにその支社の設立及び変更等に関する行政許可事項を

- 引き続き支持する。証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社における外資持分比率が51%を超えてはならないとの制限を2020年中に廃止する。(第1条)
- (2) 中国資本及び外資系の建築企業の業務請負の範囲を統一する。(第1条)
 - (3) 国家級経済技術開発区における「開発区内での審査認可完了」、「インターネット+行政サービス」、「窓口一括手続き」改革を確実に推進する。(第2条)
 - (4) 地方による企業誘致・外資導入の強化を支持する。地方政府が法定の権限範囲内において企業誘致・外資導入業務にかかる経費の限度額及び基準を合理的に設定することを奨励し、企業誘致のための海外出張、チーム設立の申請等を支持する。(第2条)
 - (5) 早急に具体的措置を打ち出して外資系企業による人民元のクロスボーダー間使用の拡大を支持し、外資系企業が外債借用モデルを自ら選択することを支持する。外資系企業の資本金を法に則って中国国内での持分投資に用いることを奨励する。(第3条)
 - (6) 各地において緊急に必要とされるイノベーション・起業人材、専門技能をもつ人材の訪中就業にかかる年齢、学歴、職歴等の制限について適度に緩和することを支持する。就労類居留許可を連続して2回取得している外国人は、3回目の申請時においては、規定により5年間有効な就労類居留許可の発給を申請することができる。(第3条)
 - (7) 行政機関及びその職員は行政許可、監督検査、行政上の強制措置等によって外国投資者、外資系企業に技術譲渡を強制したり形式を変えて強制してはならない。(第4条)
 - (8) 中国資本企業、外資系企業の中国の標準化業務への公平な参与を全面的に徹底し、外資系企業が医療機器、食品・医薬品、IT製品等の標準制定に参与することを奨励する。(第4条)
 - (9) 各地、各機関は、政府調達情報の公布、サプライヤー条件の確定、入札評価標準等に関して外資系企業に対する差別的待遇をとってはならず、サプライヤーの所有制形態、組織形態、持分構造、投資者の国籍、製品やサービスのブランド等を限定してはならない。(第4条)

2. 今後の留意点

当該意見により、各地、各機関では投資サービスのプラットフォームや政策問合せ窓口を設ける等の方式により、政策の積極的な宣伝普及が行われるようになる。企業ではこれらに注目し、各種の政策を十分に活用していくことを勧める。(全4条)

中華人民共和国外商投資法実施条例(意見聴取稿)

(発令元) 司法部

(公布日) 2019年11月1日

『中華人民共和国外商投資法』は2020年1月1日より施行されることになっている。同法のより適切な実施のために、司法部、商務部、発展改革委員会は『中華人民共和国外商投資法実施条例(意見聴取稿)』を起草し公表した。意見聴取稿は全5章、45条からなり、主に以下のことを規定している。

- (1) 外国投資者は法により中国の自然人とともに中国国内において投資を行うことができること、外国投資者が中国国内において新規プロジェクトへの投資を行うこと、外資系企業が登記登録を行う手続機関、外商投資参入ネガティブリストの制定及び調整のプロセスについて明確に規定した。(第一章)
- (2) 以下の事項についてより明確かつ詳細に規定した。(第二章)
 - ・外資による投資に関する法律、法規、規則、規範性文書を起草するにあたり、外資系企業及び外国商会等より意見を聴取する。
 - ・外国投資者が、中国国内の投資から得た収益をもって中国国内における投資を拡大することを奨励する。
 - ・外資系企業が法により平等に標準制定業務に参与し、平等に強制的基準の適用を受け、平等に政府調達活動に参与する等。

- (3) 外資による投資への保護を強化するため、以下の規定を設けた。(第三章)
- ・公共の利益による必要性から、外国投資者の投資に対して収用又は徴用を実行する場合には法律の明確な規定がなければならず、法律以外の根拠に依拠して収用又は徴用を実行してはならない。
 - ・国は、知的財産権の侵害に対する懲罰的賠償制度を確立し、外国投資者及び外資系企業の知的財産権に対する保護を強化する。
 - ・行政手段を利用した外国投資者、外資系企業に対する技術譲渡の強制の禁止、行政機関及びその職員が、職務の履行過程において知り得た外資系企業の営業秘密を厳格に保護すべきことを詳細に規定した。
 - ・地方各級の人民政府及びその関係機関は国の利益、公共の利益以外の原因により政策の承諾、契約の約定を変更してはならず、行政区画の調整、政府の任期交代、機関や機能の調整及び関係責任者の交代等を理由に、違約したり契約を反故にしてはならない。
- (4) 中国の自然人、法人又はその他の組織が中国国外に設立した全額出資企業が中国国内において投資する場合、外商投資参入ネガティブリストに規定する参入特別管理措置の制限を受けない。(第四章)
- (5) 次のことを明確に規定した。(第42条、第43条)
- ・既存の外資系企業の組織形態、組織機関等が『会社法』、『パートナーシップ企業法』等の法律の強行規定に合致しない場合、国は、それらが『外商投資法』の施行後5年以内に、法により変更手続きを行うことを奨励する。
 - ・上記の期限までに法に従い変更手続きを行わない場合、2025年1月1日から6ヶ月以内に変更手続きを行わなければならない。期限を過ぎても変更手続きを行っていない場合、企業登記機関はその企業のその他の登記事項を処理しない。
 - ・既存の外資系企業の合併、提携相手となっている各当事者が契約中に約定した収益の分配方法、残余財産の分配方法等は、合併、提携期間中において、引き続き約定通り取り扱うことができる。
- (6) 香港、マカオ、台湾の投資においては、原則として外資による投資を参照した管理を行う。(第44条)

外商投資情報報告弁法（意見聴取稿）
(発令元) 市場監督管理総局 商務部
(公布日) 2019年11月8日

『外商投資法』では、国が「外商投資情報報告制度」を設けることが規定されており、法律のスムーズな連携を確保し、外資による投資を適切に管理し、外国投資者及び外資系企業による情報報告義務の履行に便宜を図るため、商務部が市場監督管理総局とともに『外商投資情報報告弁法（意見聴取稿）』を起草した。当該意見の主な内容は以下の通りである。

- (1) 外国投資者が直接又は間接的に中国で投資活動を行うにあたり、外国投資者又は外資系企業により、本弁法に基づき商務所管機関に投資情報を提出しなければならない。
- (2) 外商投資情報報告には初回報告、変更報告、抹消報告及び年度報告を含み、外国投資者又は外資系企業が提出又は補足、訂正した報告内容は、市場監督管理機関から商務所管機関に転送する。
- (3) 外資系企業の関連情報に変更が生じ、変更登記を行う必要がある場合、変更登記を手続きする際に変更報告を提出しなければならない。変更登記を行う必要がない場合、変更事項が発生してから15日以内に変更報告を提出しなければならない。

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

程氏は、2016年5月23日に深センの某旅行会社の武漢支社に入社し、企画マネージャーの職務を担当することとなった。労働契約期間は2019年5月22日までで、契約では勤務地を武漢市とすることが約定されていた。

2018年6月28日、会社は経営発展上の必要から、従業員会議を招集し、会社の事業所を礄口区から武昌区に移転することを決定した。

2018年7月19日、会社は7月23日より新たな勤務地での勤務を開始することを、全従業員に電子メールで正式に通知した。これに対し、程氏は東西湖区にある自宅から新たな勤務地に通うには片道90分かかり、通勤があまりに不便であるとして異議を唱えた。会社は2018年7月24日付で返信し、移転通知に従うよう指示した。

2018年7月23日から26日まで、程氏はなお元の事業所に出勤した。

2018年7月26日、会社は程氏が累計4日間にわたり無断欠勤したことは会社の規則制度への重大な違反であるという理由により、労働組合に通知したうえで、程氏に対し労働契約の解除を通告した。

程氏は後に労働仲裁を申し立て、会社に対し労働契約の違法解除にかかる賠償金の支払いを求めた。

2. 紛争の焦点

程氏が新たな勤務地ではなく元の勤務地で勤怠打刻を行ったことは無断欠勤を構成するか。

3. 弁護士の分析

本件では勤務地が変更されたが、これは勤務地の全体的な移転であり、その目的は従業員に困難を強いるためではなく、会社の自主経営権を行使するためであり、会社発展上の計画によるものである。会社が個別の従業員に対して職務調整を行ったわけではないため、実行にあたり従業員と協議して合意する必要はなく、会社は一方的な決定権を有し、従業員は無条件で決定を受け入れなければならない。会社の移転によって自身の就業や生活に不便が生じると考える従業員には、会社と協議して労働契約を解除することを選ぶ権利がある。

本件において、程氏が会社の勤務地の移転を認めず、その指示に従わず、会社の指定する場所に出勤せずに、無断で4日間にわたり元の勤務地で勤怠打刻を行ったことは、表面的には一定の業務量をこなしたかのように装うことができても、会社の業務を全て遂行したものとは認定されない。

上記の通り、程氏が会社の指定する場所以外で勤務した行為は無断欠勤を構成し、会社が無断欠勤を理由に程氏との労働契約を解除することは、支持されるべきである。

4. 司法判断

本件は労働仲裁、裁判の一審、二審を経て、最終的に程氏の行為は無断欠勤を構成するものであり、会社による労働契約の解除は適法であると認定された。

5. 留意点

- (1) 会社が経営の必要性から移転することになり、従業員の切実な利益に関わる場合、事前に必要な民主的プロセスを履行して従業員にもたらす不便を可能な限り低減する（シャトルバスサービスの提供、始業時間の繰り下げ、通勤手当の増額等）必要がある。
- (2) 企業が一方的に労働契約を解除する場合は、必ず事前に労働組合に通知しその意見を聴取する。
- (3) 企業が従業員と労働契約を締結する場合、後の経営管理のしやすさを考慮し、「勤務地」、「担当業務内容」の約定範囲をなるべく広範囲に設定しておくとともに、「会社は経営状況に応じて従業員の勤務地や業務内容を調整することができる」旨を明確に約定しておく。